

## MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 岡成明希子

Date: 平成 29 年 2 月 1 日

Re: シンジケートローン契約に関する手続のペーパーレス化に関する検討

---

ご照会のあった掲題の件について、当職らの検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

### 1. 前提事実

当職らの検討は、以下の事実を前提とする。

- (1) 現在のシンジケートローン実務上、エージェントから貸付人に対し、以下の書類（以下「エージェント交付書面」という。）が交付されることが多い。各エージェント交付書面の内容ないし位置づけは、以下に記載するとおりである。

保管証明書

エージェントがシンジケートローン契約書及び関連契約書の原本を保管し、エージェント以外の貸付人は当該文書の写しを保有するにとどまる場合や、エージェントが担保目的債権に関する証書の原本等を貸付人に代わり保管占有する場合等において、エージェントが一定の書類を保管していることを貸付人に宛てて証する書面

エージェントの資格証明書（登記事項証明書）

エージェントの印鑑証明書

エージェントの印鑑届

シンジケートローン取引に関連して作成される一定の書面への押印にエージェントが用いる実印以外の印章に係る印影をエージェントが貸付人宛てに届け出、貸付人がかかる印影との照合によりエージェント名義の文書の成立の真正を確認することを目的とする書面

取引時確認報告書

エージェントが犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」とい

う。) 上求められる取引時確認手続を行った旨を貸付人宛てに報告し、各貸付人が犯収法上の取引時確認手続を自ら行うことを省略することの根拠とする書面

- (2) 現在のシンジケートローン実務においては、多くの場合、保管証明書、印鑑届及び取引時確認報告書にはエージェントによる押印がなされ、また、エージェント交付書面の交付は紙媒体の原本を交付する方法によって行われている（以下「原本交付方式」という。）。
- (3) 現在、一部の金融機関は、電子的通信手段の発達に伴いシンジケートローン取引関連事務のペーパーレス化を推進する観点から、貸付人に対するエージェント交付書面の交付方法として、原本交付方式を改め、エージェント交付書面の写しを交付する（具体的には、エージェント担当者がエージェント交付書面を PDF ファイル化し、電子メールに添付して貸付人に送付する）方式（以下「写し交付方式」という。）によることを検討している。

## 2. 照会事項

エージェント交付書面の交付方法を原本交付方式から写し交付方式に改めた場合、貸付人の法的地位に重大な悪影響が及ぶか。

## 3. 結論

エージェント交付書面の交付方法を原本交付方式から写し交付方式に改めた場合でも、貸付人の法的利益に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。

## 4. 検討

### (1) 保管証明書について

現在のシンジケートローン実務上エージェントから貸付人に対して保管証明書が交付されていることの意義は、書類保管状況を明確にし、貸付人における事務の管理に役立てられるという実務面に主に存するものと考えられるが、かかる目的は、保管証明書の交付方法が原本交付方式から写し交付方式へ変更されたとしても同様に達成されるものと思われる。

上記に加え、保管証明書が交付されていることの法的な意義を敢えて考えれば、エージェントが保管書類を過失によって紛失し、それにより貸付人に損害が生じたようなケースにおいて、貸付人がエージェントの法的責任を問おうとする際、貸付人の主張の前提として、エージェント及び貸付人間における合意に基づきエージェントが一度は当該書類を保管していた事実を主張立証するために、保管証明書を訴訟上の証拠方法として用い得ることを挙げることができる。

貸付人がこのような用途で保管証明書をしようとする際に、貸付人の保有する保管証明書が紙媒体によるエージェントの押印ある原本であるか写しであるかによって有意な差が生ずるか。

まず、書面の写しを民事訴訟における証拠方法として用いることは実務上可能である<sup>1</sup>。もっとも、書面の原本でなく写しを証拠方法とする場合一般について言えば、証拠提出者の相手方から、「写しの作成過程で内容に改ざんが加えられている（その結果写しが原本作成名義人の意思内容を正しく表示していない）」として争われる余地は生ずる<sup>2</sup>。

しかしながら、ことシンジケートローン取引における上記のような紛争を観念する限りは、以下の点を考慮すると、保管証明書の原本と写しとの相違が訴訟の帰結を左右することはわかに考えがたい。

エージェント担当者自身が PDF ファイル化の方法により保管証明書写しを作成し貸付人に送付した事実を前提とすれば<sup>3</sup>、かかる写しの作成過程で貸付人

<sup>1</sup> 実務上、証拠提出者が書面の原本を保有していない場合等に、写しを原本として行う証拠調べが行われており、この場合、当該写し自体が民事訴訟法規則第 143 条に規定する「原本」（いわゆる手続上の原本）として取り扱われることについて、秋山幹男他『コンメンタール民事訴訟法 IV』（有斐閣）494 頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法 下（第 2 版補訂版）』（有斐閣）145 頁、近藤昌昭ら「文書の写しによる書証の申出について」（判タ 1191 号 71 頁）等。

<sup>2</sup> 一般に、文書から得られた証拠資料を争いのある事実の認定に用いるためには、その前提として、当該文書の成立の真正（文書の記載内容が証拠提出者の主張する文書作成者の意思に基づいて作成されたこと）を証明しなければならない（民事訴訟法第 228 条第 1 項）。一般に、文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならないが（民事訴訟規則第 143 条 1 項）、一定の要件（当事者において (i) 写しをもって原本に代えることに異議がなく、かつ (ii) 原本の存在及び成立について争いが無い場合）の下で、文書の単なる写しをもって原本に代えることを認めた判例が存する。また、裁判実務上は、更に踏み込んで、(ii) を満たさないような場合でも写しを原本として提出する扱いが広く認められている。この場合、文書の成立の真正は、あくまでも写しの元となった原本（いわゆる真の原本）の成立の真正を問題とするのか、それとも、写しの成立の真正（写し作成者とされる者が真に作成した写しであるか）のみを問題とする（真の原本の成立の真正は、証拠としての価値（実質的証拠力）の問題としてのみ位置づけられ、形式的証拠能力の問題を構成しない）のかについては争いがある（詳細については前掲高橋 146 頁）。もっとも、この問題は多分に理論上の整理の仕方という面もあるため、ここではこれ以上立ち入った検討を行わない。

<sup>3</sup> その旨を立証するために貸付人が受信メールプリントアウト書面を証拠として提出することは可能であ

による改ざんが加えられたとして争うことは、エージェントによる訴訟上の争い方として無理があること。

エージェントが保管書類を紛失したようなケースで、エージェントが貸付人との合意に基づき当該書類を保管していた事実を貸付人が立証する方法は、多くの場合保管証明書のみに限られないこと<sup>4</sup>。

エージェント・貸付人とも社会的信用のある金融機関であることを前提とすれば、かかる属性の認められない当事者間の紛争と比較して、証拠書類の偽造・変造<sup>5</sup>を巡る紛争が発生する蓋然性自体が低いとも考え得ること。

以上からすると、保管証明書の交付方法を原本交付方式から写し交付方式に改めた場合でも、貸付人の法的利益に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。

## (2) エージェントの資格証明書、印鑑証明書及び印鑑届について

現在のシンジケートローン実務上エージェントから貸付人に対して資格証明書、印鑑証明書及び印鑑届（以下「エージェント権限証明書面」という。）が交付されていることの法的意義は、シンジケートローン契約書その他の契約書類や、保管証明書その他のシンジケートローン取引関係書類のうちエージェントを作成名義人とする文書を、エージェントを代表する権限のある者がその印章によって真正に成立させたことを貸付人が確認・立証する際の資料とし得る点にある。

貸付人がこのような用途でエージェント権限証明書面を用いようとする際に、貸付人の保有するエージェント権限証明書面が紙媒体による原本でなく写しであることによって、訴訟上の証拠方法としての有用性に有意な差が生ずるか<sup>6</sup>。

---

る。裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅰ（五訂版）』（司法協会）131頁。

<sup>4</sup> たとえば、シンジケートローン契約書原本や担保関係証書をエージェントが保管する旨は、多くの場合、シンジケートローン契約書又は担保権設定契約書に明記される。

<sup>5</sup> なお、紙媒体の原本書類と電子的な写しとの相違点として、電子的な写しの方が物理的な痕跡を残さずにその内容を改変することが事実上容易であると言える面はあり得る。もっとも、紙媒体の原本書類についても改変の可能性が一切ないわけではなく、両者の差違は程度の問題に過ぎないとも考えられる。

<sup>6</sup> エージェント権限証明書面については、理論的には、エージェント担当者が写し作成の過程でエージェント権限証明書面の内容を改ざんし、真実はエージェントを代表するとされている者が無権限であるのに（或いはエージェント権限者の印章による印影でないのに）、正当な権限者ないし印影であると貸付人を誤信させて契約締結に及ぼせる危険がないかという問題と、エージェントから貸付人に対して改ざん等の問題のない正確な写しが提供されたが、貸付人が後日それを訴訟上の立証方法として利用しようとする場合に原本でないことを理由として不利益を受けないか、の問題があり得る。このうち については、エージェントが社会的信用のある金融機関であり、内部体制上も、シンジケートローン取引に関連して担当者により改ざんされた書面の提供が行われるような危険が現実的には極めて乏しいことを前提として、ここでは取り上げず、 について検討する。

まず、そもそもエージェントの資格証明書については、貸付人によっても法務局において原本を取得可能であるから、原本と比較してエージェントから交付された写しによる立証に制限が存しないかを検討する必要がない。

印鑑証明書・印鑑届については、契約書等に顕出された印影がエージェントの権限者の印影に相違ないことを立証することに用いられることが主に考えられるが、印影の一致について特別の証拠方法の制限はなく、上記(1)と同様、エージェントがその写しを作成し送付することや当事者の属性等を考えれば、これら写しの証拠方法としての有用性が原本と比較して著しく劣る局面は想定しがたい。

以上からすると、エージェント権限証明書面の交付方法を原本交付方式から写し交付方式に改めた場合でも、貸付人の法的利益に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。

### (3) 取引時確認報告書について

取引時確認報告書は、各貸付人が犯収法上の取引時確認手続を自ら行うことを省略することの根拠とするために、エージェントから貸付人に対して交付される書面である。具体的には、犯収法第4条第1項又は第4項に基づき取引時確認手続を行う義務を課せられる貸付人が、エージェントと合意の上、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第13条第1項第1号の規定に依拠した確認<sup>7</sup>を行ったことの証跡として、エージェントから貸付人に対して取引時確認報告書が交付される<sup>8</sup>。

犯収法施行規則第13条第1項第1号の規定においては、かかる確認の方法については具体的な規定が存せず、エージェントが貸付人に対し取引時確認報告書の

<sup>7</sup> シンジケートローン取引に係る決済に用いられる預金口座の開設銀行としてのエージェントが当該預金口座に係る預金取引を行う際に借入人又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを貸付人が確認する方法により、貸付人における犯収法第4条第1項又は第4項の規定による確認とすることができる。

<sup>8</sup> なお、アレンジャーが貸付人から取引時確認業務の委託を受けて取引時確認を行い、その旨を報告するために取引時確認報告書が交付される場合もあると当職らは理解している（取引時確認を他の事業者に委託することも可能であるとされている。警察庁及び共管各省庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集結果について」（平成20年10月）犯罪収益移転防止制度研究会『逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版）71頁）。この場合、「委託した特定事業者の責任において本人確認及び本人確認記録の作成、保存の措置が確実に行われることが必要であり、また、当該特定事業者は、自らの事務所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならない」とされているが（前掲警察庁及び共管各省庁、犯罪収益移転防止制度研究会71頁）、その確認方法について具体的な言及はなく、取引時確認報告書の写しの交付によってかかる確認の方法とすることも可能であると解すべきものと思われる。

写しを交付することによってかかる確認の方法とすることも排除されていない。そうすると、取引時確認報告書の写しの交付によってかかる確認の方法とすることも可能であると解すべきものと思われる<sup>9</sup>。

以上からすると、取引時確認報告書の交付方法を原本交付方式から写し交付方式に改めた場合でも、貸付人の法的利益に重大な悪影響が及ぶわけではないと考えられる。

(注)

本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとし、市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外のいかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

以上

<sup>9</sup> なお、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に基づく本人確認に関しても、取引時確認報告書の写しの交付によって、貸付人における本人確認に代わる手続の証跡とすることが可能であると解すべきものと思われる。預金口座の開設銀行による本人確認及び本人確認記録の保存を確認する方法について、外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号、その後の変更を含む。）第 8 条第 1 項第 3 号二、同項第 1 号又（確認方法について具体的な規定はない。）本人確認を他の銀行等に委託して行わせることも可能であることについて、外国為替研究協会『外国為替法令の改正（顧客本人確認手続等の整備）について』（法令速報第 138 号）15 頁（当該他の銀行等が行う本人確認に遺脱がないよう「適切な事務手続きを定める等の対応が望まれる」とのみ言及されている。）